

〔解説〕 特集 / 健康増進法と受動喫煙対策

受動喫煙対策について

内山巖雄

空気調和・衛生工学 78 (平 16 7) pp 557~561

喫煙は肺がん，その他の生活習慣病と深い関連があるが，受動喫煙による影響も徐々に明らかになってきた。そこで厚生労働省は平成 15 年に健康増進法を施行したが，そこで公共施設における受動喫煙の防止を努力義務とした。客観的な評価としての分煙効果判定基準の概要を説明し，実測例からみた効果的な分煙対策のあり方を述べた。

〔解説〕 特集 / 健康増進法と受動喫煙対策

設計時における対策と事例

吉田直裕・横田雄史

空気調和・衛生工学 78 (平 16 7) pp 577~582

非喫煙者に対する受動喫煙問題に対し，1980 年代までに竣工した建物には喫煙対策を施した事例は少なく，竣工後喫煙コーナーを設け，空気清浄器や換気扇を設置することにより対応することが多かった。1990 年代に入ると受動喫煙問題が社会的に認知され，建築主より喫煙対策を設計条件として与えられた設計事例が増えてきた。本稿では，事務所ビルにおける喫煙室の設置事例について報告する。

〔解説〕 特集 / 健康増進法と受動喫煙対策

建築設備における受動喫煙対策

加藤信介

空気調和・衛生工学 78 (平 16 7) pp 563~569

受動喫煙の防止には，喫煙場所からの空気が非喫煙場所に還流(循環)することを許さず，換氣的に非喫煙場所を必ず上流側とし喫煙場所を下流側とすることが必要とされる。厚生労働省のガイドラインは，非喫煙場所から喫煙場所に向かう空気の 0.2 m/s の速度の確保を要請している。これを建築的に壁やガラス壁のない開放された区画で，建築設備すなわち換気設備により実現することは，極めて大きな新鮮外気の導入による換気量が必要となることを意味する。常識的には，壁と扉などによるある程度実効性のある区画と，その間の空気流動を分煙に関する指針が遵守される程度の建築設備的対応が現実的となる。

〔解説〕 特集 / 健康増進法と受動喫煙対策

空港・電鉄駅構内における喫煙室の事例と対策

岩上伸介

空気調和・衛生工学 78 (平 16 7) pp 583~587

喫煙については，社会のさまざまな人々の意見がある。当社では，たばこを吸われない方々の声にも耳を傾け，たばこを吸われる方とたばこを吸われない方が協調して共存する社会の実現に向けた努力を継続し，たばこをお吸いになる大切な顧客に，よりたばこを楽しんでいただきたいと思ひ，さまざまな取組みを行っている。

〔解説〕 特集 / 健康増進法と受動喫煙対策

テナントビルにおける受動喫煙対策と事例

本田広昭

空気調和・衛生工学 78 (平 16 7) pp 571~575

オフィスの分煙が叫ばれてほぼ 10 年，ほんの 4 年前でも自席での喫煙が可能な企業は 4 割もあったほど，我が国の分煙対策は急速に進んできたといえる。しかし，たばこの煙を意識した換気装置を備えるビルは皆無に等しく，多くの喫煙室ではその効果を疑いながらも空気清浄器で対応するしかなかった。そして，健康増進法の施行で受動喫煙対策が求められるにいたって，煙の粒子成分だけでなく，発がん性のあるベンゼンなどガス状成分の除去が求められたことで，本格的な強制排気型の喫煙対策が模索され始めた。

〔海外文献紹介〕

制御範囲曲線とは何か？

橋本幸博 訳

空気調和・衛生工学 78 (平 16 7) pp 597~607

本論文は，逐次的な手法を用いて制御範囲曲線を計算する方法を検討する。本論文は，制御範囲曲線の形状が変更される実例を示す。また，制御範囲曲線が配管系の運転順序にどのように影響を与えるかを説明し，配管系の性能を最適化するために，設計パラメータの変更を提案する。